

超高齢社会に必要な 「市民後見」講座

社会貢献活動に関心のある方

親族等の後見を考えておられる方 など

市民後見(成年後見)の基礎を学んでみませんか！

○ 市民後見活動とは

市民後見活動とは、市民(市民後見人)が成年後見制度(※)などを活用しながら、判断能力が不十分な高齢者などの生活の見守り、諸手続きや財産管理などを支援する活動で、超高齢社会における地域福祉の推進の一助となる社会貢献活動です。

また、この活動は、専門的知識がなくても、あなたのもっている知識・経験などが活かすことができます。

※ 成年後見制度の内容は、裏面をご覧ください。



【開催日】 7月～11月の第3木曜日 (7/21, 8/18, 9/15, 10/20, 11/17)

13時30分～15時10分

【場所】 ハートフルスクエア-G 2階 研修室30

【講師】 村木 寿 (社会福祉士、東京大学「市民後見人養成講座」終了)

(NPO法人市民後見センターぎふ 理事長)

【定員】 25名 (応募者多数の場合は抽選)

【受講料】 2,000円 (テキスト代)

□ 講座の内容

第 1 回 平成28年 7月21日(木) 午後1時30分～3時10分	
講座概要・成年後見制度概論	○講座の目的及び内容等説明 ○成年後見を取り巻く環境及び情勢等
第 2 回 平成28年 8月18日(木) 午後1時30分～3時10分	
法定後見制度と手続き等	○法定後見制度の概要 ○法定後見の手続き等
第 3 回 平成28年 9月15日(木) 午後1時30分～3時10分	
任意後見制度と市民後見	○任意後見制度の概要及び手続き等 ○市民後見の概要等
第 4 回 平成28年10月20日(木) 午後1時30分～3時10分	
市民後見活動の状況等	○市民後見団体の活動状況（活動者の講話）
第 5 回 平成28年11月17日(木) 午後1時30分～3時10分	
市民後見活動に向けて	○遺言・日常生活自立支援事業等関係事業概要 ○今後の活動内容等

※ 講座内容は、一部変更する場合があります。

◇成年後見制度とは。

成年後見制度は、認知症や知的・精神の障がいなどによって判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

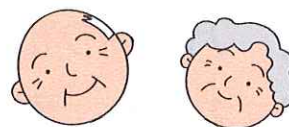
具体的には、家庭裁判所で選定された法定後見人（後見人・保佐人・補助人）又は契約による任意後見人が、判断能力の不十分な方（被後見人等）が不利益にならないように本人の意思を尊重しながら生活の支援・財産管理などを行い、その人らしい生き方を支援する制度です。

応募方法

※ ご記入いただいた個人情報は、講座運営のために使用し、適正な管理に努めます。

往復はがき（1枚につき1人）に、①講座番号（40番） ②講座名（超高齢社会に必要な「市民後見」講座） ③〒・住所 ④氏名（ふりがな） ⑤年齢 ⑥性別 ⑦電話番号 を記入して、**6月4日(土)（必着）**までに下記へお申し込みください。
直接申込みのときは、返信用はがきをお持ちください。

申込み・お問合せ先



岐阜市生涯学習センター 生涯学習係
〒500-8521 岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエア-G内
電話 058-268-1050 / FAX 058-268-1057

※ 講座の内容などは、NPO法人 市民後見センターぎふ(090-4407-8376) にお問合せください。